

令和2年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

- 1 日時 令和2年7月28日(火) 午後1時30分から
2 場所 秋田県教育会館3階304・305会議室
3 出席者 委員長 石田英憲
委員 及川洋 千葉一明
鈴木有扶子 清水洋一

4 議事

(1) 報告事項

① 県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について

鈴木委員 山本地域振興局で落札率が100%となった工事2件(東雲原地区農地集積加速化基盤整備工事 07204-K07 [地域要件:管内]、河戸川・浅内地区農地集積加速化基盤整備工事 07803-K04 [地域要件:ブロック])について、契約金額がおおむね同額であるのに、地域要件が異なるのはなぜか。

事務局 両工事が発注された時期は、山本地域振興局管内では入札不調が頻発しており、一方の工事は地域要件等を変更して再公告したものである。

及川委員 入札不調が続いているようであるが、積算の仕方を見直さなければいけない時期なのか、あるいは、どのような原因が考えられるか。

事務局 平成30年度には前年夏の豪雨災害に伴う復旧工事が本格化し、秋田・仙北・平鹿地域において災害復旧工事が集中する中、慢性的な人手不足も相まって、配置技術者の確保が困難となり、入札不調が相次いだ。令和元年度はやや落ち着きが見られた。

農地集積加速化基盤整備工事については、奥地・高地等の施工場所の条件の面から、やや敬遠される傾向があるのも事実であるが、顕著に入札不調率が高い状況については、平成30年度と比べると落ち着きを見せており、令和2年度においても低位で推移している。

② 指名停止等の運用状況について

千葉委員 過失による粗雑工事を理由とする指名停止の期間が1月であるのに対し、建設業法違反を理由とする指名停止の期間が3月となっているが、後者も過失によるものであるならば、なぜ指名停止期間が異なるのか。

事務局 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準により、秋田県内において建設業法に違反して指示処分を受けた場合は、指名停止期間は3月と定められている。一方、県発注工事における粗雑工事については、指名停止期間は1月と定められている。いずれも指名停止基準に従い指名停止期間を定めているが、該当する措置要件の違いにより、指名停止期間に差異が生じたものである。

(2) 審議事項

抽出案件① 《船川港湾事務所：統合補助改修工事 01-PC12-10》

千葉委員 当初5者の入札であったのが4者辞退している理由として、強固な津波避難タワーを作るため、一般的でない部材を用いているということであったが、具体的にはどのようなものか。

担当課所 (船川港湾) 例えば、本件建物は杭基礎となっているが、一般的な建築物よりも杭径の太いものを使用している。

設計担当課 (営繕課) 柱材の鉄骨についても通常よりも厚いものを使用しており、臨海部であることから、より強力な防さび加工の施されたものが用いられている。

千葉委員 本件工事の落札者は、令和元年10月から令和2年3月までの間に、かなり多くの件数を受注しており、単一業者で全ての工事に技術者を配置できるのか疑念があったため、本件工事を抽出事案としたところである。

落札者は多数の技術者を擁しているようであるから、十分受注可能であろうという

ことであり、また、資材の特殊性が入札辞退の要因と推測されるということでも了解した。

及川委員 入札参加者の入札辞退のタイミングを教えてください。
事務局 令和元年9月12日の入札公告日から同月26日の入札参加資格確認申請の受理期限までの間に入札参加の意思のある者が申請書を提出する。今回はこの間に5者が入札参加の意思表示をしたことになる。その後同月27日の入札書受理開始から10月1日の入札書受理期限までの間に入札書を受け付けるが、この間に入札書を提出したのは1者であり、残りの4者が辞退の意思表示をしたものである。ただし、同月2日の開札までは入札又は辞退の別は判明しない。

清水委員 入札に参加しない旨の意思表示をするのが「辞退」であり、その意思表示すらしないのが「放棄」ということであれば、入札を辞退した4者は「辞退」の意思表示をしたということでしょうか。

事務局 そのとおりである。
電子入札システム上、明示的に「辞退」の意思表示をすることができ、この入力については「辞退」として扱う。入札書の受理期限までに何らの入力も行わなかった場合は「放棄」となる。いずれの場合も入札金額の入力はない。

清水委員 入札参加した5者は、互いに辞退等の入札状況を知ることはできるのか。
事務局 入札参加者が、他の参加者の入札状況を知ることはできない。入札結果が分かるのは、落札候補者が決定した日に落札候補者の名称及び入札金額等が応募者に通知された時となる。

また、契約締結後に入札結果・契約内容等が一般に公表される。

石田委員 予定価格は事前に公表されるのか。

担当課所 公表されている。

抽出案件② 《秋田地域振興局建設部：地方街路交付金工事 01-SB46-10》

千葉委員 総合評価落札方式による入札としては低額ではないか。にもかかわらず総合評価落札方式を適用した理由は何か。また、本件工事の落札者は、他の応募者と比べても価格以外の評価点がかかなり低い。優良工事表彰・施工実績等の面で劣っている業者が落札したということは、業者の育成という観点ではかえってよかったのではないかとと思われるが、そうした業者が落札するためには低入札調査基準価格近傍で応募しないと落札できないという状況が見える最たる例と思われる。

そこで、総合評価落札方式とした理由について、「一般交通を解放させながら工事を行うため、安全性への配慮、適切な施工管理及び品質確保のために高度な技術力が必要」と説明しているが、各評価項目の評価点を見ると、受注者は「災害時の配備体制及び訓練実施（2点）」の項目が0点となっている。また、「配置予定技術者の継続教育の取組（2点）」や「配置予定技術者の工事成績評定点（2点）」も0点となっている。これでは、「安全性への配慮」という理由で総合評価落札方式としたにしては、落札者の評価結果はどうなのかと思って見ていた。この点についてはどのように考えるか。

担当課所 総合評価落札方式（簡易型）を採用した。工事金額が低いと一般的には技術的工夫の余地が少なくなるが、そうした工事においても施工の確実性の確保が重要であることから、企業の実績等を評価して業者を選定したいという意図である。

個々の評価項目を見ると本件工事に適していないのではないかと委員の指摘もあると思う。「災害時の配備体制及び訓練実績」の具体的内容としては、大雨等の災害発生時に協定に基づき緊急の災害対応をするため、日頃から土のう積み等の訓練を行っているかを評価するものであるが、落札者からは当該項目について申告がなかった。その点については肯定的に評価できるものではないが、本件工事についていえば、施工の確実性の確保という意味では、関連性が薄いのではないかとと思われる。

千葉委員 「低入札受注による警告等」という評価項目については0点から－2点ということ

になるが、これはどのような場合に減点となるのか。

事務局 「低入札受注による警告等」については、過年度に低入札受注による警告等の実績があると減点になる。仮に本件工事で低入札受注をした場合は、次回から減点されることとなる。

千葉委員 本件工事については、評価点が低い業者でも受注機会が得られるという意味ではかえってよかったのではないかと思うものの、総合評価落札方式とした理由からすれば、災害時配備体制に関する評価点については点数があった方がよかったのかとも思われる。

事務局 価格競争だけでなく、企業や技術者の技術力を総合的に評価しようというのが、総合評価落札方式の導入の目的である。大別して企業の評価に加え、配置技術者の評価、その他地域貢献や県の防災協定、雇用の努力等を評価するよう評価項目を設定している。企業によっては工事成績も良好で、ISOも取得し、維持管理業務も行うなど、評価点が高くなる場所もあれば、状況によっては0点となる場合もある。

優良工事表彰等で県内企業の技術力向上と自己研鑽の励みとなるよう評価を行っているので、委員や技術専門部会の意見も踏まえながら、総合評価落札方式のありようについては今後も検討していきたい。

千葉委員 建設キャリアアップシステムの導入について、県ではいつ頃から評価項目に組み込むかなど検討しているか。

事務局 建設キャリアアップシステムの導入については、国で導入モデル工事を今年から試行するということがアナウンスがあった。県としての導入時期については、公共工事におけるシステム活用が令和5年に義務化されることも踏まえ、関係団体と連携・協議しながら一定の方向性を示して行きたいと考えているが、今時点では具体的見通しはなかなか申し上げられない。

千葉委員 他県では既に加点対象とされているようであるし、従事者の技能評価・向上の観点からも早期の導入が望まれるのではないだろうか。

及川委員 技術専門部会長として一言申し上げるが、総合評価落札方式のありようについては、企業や配置予定技術者の技術力を評価しようというのが趣旨であるから、落札者の評価結果が本件工事に適していたのかといった指摘もあったので、建設キャリアアップシステム等も含め検討して行きたいと思う。